別表第二（第四条第二項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・七七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一五〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・七八九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九一九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・〇九九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九六九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇六八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三一九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九一九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・〇六〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇三〇
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六四〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四九〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一二九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七六〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六六九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六〇九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八〇
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三八八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三六九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二六九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二二一

二　昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九一六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・二八〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・九一六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・〇三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二〇〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・〇五八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一五〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九八七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一一〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八一七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一一〇
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇七一
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六七六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五一六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一五二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七七九
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六八六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二六
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四九五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇四
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二八四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二三一